

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中目次の改正規定を次のように改める。

目次中「第六条」を「第六条の二」に、「第四章 保護増殖事業（第四十五条―第四十八条）」を「第四章 保護増殖事業（第四十五条―第四十八条）」を
第 第

第四章 保護増殖事業（第四十五条―第四十八条）
に改める。

四章の二 希少野生動植物種調査委員会（第四十八条の二）

第一条中第二条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第四条第六項中「中央環境審議会」を「希少野生動植物種調査委員会」に改め、同項を同条第七項とし、
同条中第二項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「種の保存」とは、野生動植物の種について、絶滅のおそれをなくすることをいう。

第五条第一項中「の保存を特に緊急に図る」を「について種の保存を図るため特に緊急の」に改める。

第六条第一項中「中央環境審議会の意見を聴いて」を削り、「保存」を「種の保存」に改め、同条第二項第五号中「保存」を「種の保存」に改め、「いう。」の下に「次条第二項第三号ロ及び」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 環境大臣は、希少野生動植物種保存基本方針の案を作成しようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるとともに、関係行政機関の長に協議し、かつ、希少野生動植物種調査委員会の意見を聴かなければならない。

第一章中第六条の次に次の一条を加える。

(国内希少野生動植物種保存計画)

第六条の二 環境大臣は、国内希少野生動植物種ごと(複数の国内希少野生動植物種について同一の計画を定めることが適当であると認める場合には当該複数の国内希少野生動植物種ごと。第四十五条第二項において同じ。)に、当該国内希少野生動植物種の種の保存に関する施策を総合的かつ効果的に実施するための計画(以下この条において「国内希少野生動植物種保存計画」という。)を定めるものとする。

2 国内希少野生動植物種保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該国内希少野生動植物種の種の保存に関する基本的な事項

二 当該国内希少野生動植物種の種の保存の目標

三 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事項

イ 当該国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する事項

ロ 当該国内希少野生動植物種に係る保護増殖事業に関する事項

ハ 当該国内希少野生動植物種の種の保存のために多様な主体が連携して行う取組に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、当該国内希少野生動植物種の種の保存のために講ずべき措置に関する事項

四 第二号の目標の達成状況の評価に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該国内希少野生動植物種の種の保存に関し必要な事項

3 環境大臣は、国内希少野生動植物種保存計画を定めようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるとともに、関係行政機関の長に協議し、かつ、希少野生動植

物種調査委員会の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣は、国内希少野生動植物種保存計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、国内希少野生動植物種保存計画の変更について準用する。

第七条中「を保存する」を「の種の保存をする」に改める。

第八条、第十条第三項第二号及び第四項、第十一条第一項及び第二項、第十二条第一項第七号、第十四条、第十五条第一項並びに第十七条中「保存」を「種の保存」に改める。

第一条中第二十条の改正規定から第三十条及び第三十三条の二の改正規定までを削る。

第一条中第四十七条の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第三十二条第一項及び第二項、第三十三条の四、第三十四条並びに第三十五条中「保存」を「種の保存」に改める。

第三十六条第一項中「保存」を「種の保存」に改め、同条第三項中「中央環境審議会」を「希少野生動植物種調査委員会」に改め、同条第十一項中「保存」を「種の保存」に改める。

第三十七条第一項及び第七項、第三十九条第五項、第四十条第一項及び第二項並びに第四十一条第二項中「保存」を「種の保存」に改める。

第四十五条第一項中「中央環境審議会」を「希少野生動植物種調査委員会」に改める。

第四十六条第一項中「保存」を「種の保存」に改める。

第一条中第四十七条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 希少野生動植物種調査委員会

第四十八条の二 環境省に、希少野生動植物種調査委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 野生動植物の種が置かれている状況を把握するための調査を行うこと。

二 環境大臣又は関係大臣の諮問に応じ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する重要事項を調査審議すること。

三 前二号に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
3 委員会は、前項第二号及び第三号に規定する事項に関し、環境大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。

4 前二項に定めるもののほか、委員会の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第四十九条中「野生動植物の種の個体の生息又は生育の状況、その生息地又は生育地の状況その他必要な事項について定期的に調査をし、その」を「前項の調査の」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

希少野生動植物種調査委員会は、野生動植物の種の個体の生息又は生育の状況、その生息地又は生育地の状況その他必要な事項について定期的に調査をし、その結果を環境大臣に報告するものとする。

第五十一条第二項第一号及び第三号中「保存」を「種の保存」に改める。

第一条中第五十八条の前に一条を加える改正規定から第六十五条の改正規定までを削る。

第二条のうち第二十条第三項を改め、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項を改め、同項を同条第八

項とし、同項の次に一項を加える改正規定中「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、第九項を第十項とする。

第二条のうち第二十条第三項の次に四項を加える改正規定中「次の四項」を「次の五項」に改め、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 環境大臣は、登録票を交付する際に、環境省令で定めるところにより、当該登録票とともに譲渡し等がされる国際希少野生動植物種の個体等が当該登録票に係る国際希少野生動植物種の個体等であることを確認できるようにするための措置を講ずるものとする。

第二条のうち第二十条の二の改正規定中「第二十条の二第四項」を『第二十条の二第二項中「この節」の下に「第三十三条の四の二第七号」を加え、同条第四項』に、「前条第十項」を「前条第十一項」に改める。

第二条のうち第二十条の三の改正規定中「第二十条の三第四項」を『第二十条の三第一項中「この節」の下に「第三十三条の四の二第七号」を加え、同条第四項』に改める。

第二条のうち第二十一条第一項の改正規定中「第二十条第五項」を「第二十条第六項」に、「同条第七

項」を「同条第八項」に改める。

第二条のうち第二十二條第一項の改正規定中「第二十条第八項」を「第二十条第九項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第二条のうち第二十二條第二項の改正規定中「第二十条第八項」を「第二十条第九項」に改める。

第二条のうち第二十九條の改正規定中「第二十条第五項」を「第二十条第六項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三十三條の二中「取引の態様等を勘案して政令で定める特定器官等であつて」を「原材料器官等又はその加工品のうち、取引の態様等を勘案して政令で定めるものであつて、」に、「関し特定器官等」を「関し原材料器官等又はその加工品」に改め、「該当するもの」の下に「（以下この条及び第三十三條の四の二において「対象器官等」という。）」を加え、「及び特定器官等」を「及び対象器官等」に改め、同条第二号及び第三号中「特定器官等」を「対象器官等」に改める。

第三十三條の四の次に次の一条を加える。

（業務停止命令）

第三十三条の四の二 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、特定国際種事業を行う者がその特定国際種事業に係る対象器官等に関し次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、その特定国際種事業に係る対象器官等の譲渡し又は引渡し of 業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第十二条第一項、第十七条、第二十条の三第一項ただし書若しくは第三項、第二十一条、第二十二條第一項、次条において準用する第三十条第三項又は第三十三条の七第四項の規定に違反したとき。

二 第十三条第四項において準用する第十条第四項の規定により付された条件に違反したとき。

三 第十四条、第十六条第一項若しくは第二項、第十八条、第二十条の三第四項から第六項まで、前條第二項又は第三十三条の六第四項の規定による命令に違反したとき。

四 第十九条第一項若しくは次条において準用する第三十三条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

五 偽りその他不正の手段により登録等、第二十条第六項の変更登録、同条第八項の登録票の書換交付

若しくは同条第九項（第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の登録票の再交付又は第三十三條の七第一項の認定を受けたとき。

六 第二十条第十項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 事前登録済証に、事前登録をした事項に適合する原材料器官等以外の原材料器官等について第二十条の三第一項本文に規定する記載をし、又は虚偽の事項を含む同項本文に規定する記載をしたとき。

八 第二十条の三第二項又は第七項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

九 第三十三條の二の規定による届出をしないで特定国際種事業を行い、又は虚偽の届出をしたとき。

第二條のうち第五十八條の改正規定中「第五十八條第三号」を『第五十八條第一号中「第十八條」の下に「、第三十三條の四の二」を加え、同條第三号』に、「第二十條第五項」を「第二十條第六項」に、「同條第七項」を「同條第八項」に、「同條第八項」を「同條第九項」に改める。

第二條のうち第六十三條の改正規定中「第二十條第九項」を「第二十條第十項」に改める。

第二條を第三條とし、第一條の次に次の一條を加える。

第二條 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第五十八条」を「第五十七条の二」に改める。

第二十条第二項中「第五十九条第三号」を「第五十八条第三号」に改める。

第二十条の二第二項中「並びに第五十九条第三号及び第四号」を「第五十八条第三号及び第五十九条第二号」に改める。

第二十条の三第一項中「第五十九条第四号」を「第五十九条第二号」に改める。

第三十条第一項及び第三十三条の二中「第六十二条第二号」を「第六十二条第一号」に改める。

第六章中第五十八条の前に次の一条を加える。

第五十七条の二 第九条、第十二条第一項又は第十五条第一項の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十八条第一号を削り、同条第二号中「若しくは第二項」の下に「第十八条」を加え、同号を同条第一号とし、同条に次の二号を加える。

二 第十七条又は第三十七条第四項の規定に違反した者

三 偽りその他不正の手段により登録、事前登録又は第二十条第四項（第二十二条第二項において準用

する場合を含む。)の登録票の再交付を受けた者

第五十九条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 第二十条の三第四項から第六項まで、第三十二条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第三十三条の四第二項又は第三十三条の六第四項の規定による命令に違反した者

第五十九条第五号を同条第四号とする。

第六十二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

五 第三十九条第五項の規定に違反した者

第六十三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十五条中「第五十八条、第五十九条、第六十二条又は第六十三条」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第五十七条の二 一億円以下の罰金刑

二 第五十八条第一号(第十八条に係る部分に限る。)、第二号(第十七条に係る部分に限る。)及び

第三号 二十万円以下の罰金刑

三 第五十八条第一号（第十八条に係る部分を除く。）及び第二号（第三十七条第四項に係る部分に限る。）、第五十九条、第六十二条並びに第六十三条 各本条の罰金刑

第六十五条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第五十七条の二の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

附則第一条第一号中「中絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第一条、第二条第一項、第四十七条第二項及び第五十三条の改正規定」を削り、「及び第九条」を「、第八条、第九条及び第十一条から第十三条まで」に改め、同条第二号中「第一条」を「第二条」に改め、「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第二条中「第二条の」を「第三条の」に改める。

附則第三条中「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

附則第七条中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改める。

附則中第九条を第十一条とし、第八条を第十条とし、第七条の次に次の二条を加える。

（森林病虫害等防除法及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正）

第八条 次に掲げる法律の規定中「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める。

一 森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の二第三項

二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第十四項

（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正）

第九条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第六項及び第七項中「保存のため」を「種の保存のため」に改める。

附則に次の二条を加える。

（環境基本法の一部改正）

第十二条 環境基本法（平成五年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号中「、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律

第七十五号)」を削る。

(環境省設置法の一部改正)

第十三条 環境省設置法(平成十一年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「公害健康被害補償不服審査会」を
「公害健康被害補償不服審査会
希少野生動植物種調査委員会」
に改める。

第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

(希少野生動植物種調査委員会)

第九条の二 希少野生動植物種調査委員会については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

この修正の結果必要となる経費

この修正の結果必要となる経費は、平年度において約九百万円の見込みである。